平成 30 年度マチニワ活用事業補助金 募集要項



平成 30 年 11 月 八戸ポータルミュージアム はっち

【問合せ・提出先】

031-0032 八戸市三日町11-1

八戸ポータルミュージアム はっち

マチニワ活用事業補助金募集係

TEL: 0178-22-8228 Fax: 0178-22-8808

メールアト・レス ⇒ hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

平成30年度 マチニワ活用事業補助金 募集要項

1. 趣旨

八戸まちなか広場 マチニワ(以下「マチニワ」という。)を使用して実施する事業を広 く市民より募集し、その事業に要する経費を補助することにより、マチニワの活用方法の 可能性を探るとともに広く周知することによって、マチニワの利用促進を図るものです。

2. 対象者

市内に住所を有する個人又は市内に本拠を有する団体であり、次の要件を満たす方であれば対象となります。

- ・事業を完遂できると認められる方であること。
- ・市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び法人税の滞納がないこと。
- ・公共の利益に反する行為を行わない個人又は団体であること。

3. 対象事業

マチニワを使用して実施する事業で、次の条件を満たす事業が対象となります。

- (1) 不特定多数の者が参加できる事業であること
- (2) 中心市街地に賑わいをもたらす事業であること
- (3) 積極的な広報活動により広く事業の周知を図ること
- (4) 平成 31 年 1 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日の期間に実施される事業であること
- ※同一事業で、市の別の補助金の交付を受けている場合は補助対象とならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

4. 対象となる経費と補助金額

補助金額は1件につき25万円以内です。補助対象となる経費は、補助対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、使用料、謝礼及び交通費に要する費用のほか、事業の実施に必要と認められる費用が対象となります。ただし、次の経費は補助対象となりません。

- (1)補助対象事業を実施する個人及び団体の労務費
- (2)飲食費
- (3)視察旅費
- (4)備品購入費
- (5) その他補助金の交付の対象として適当でないと認められる経費
- ・補助対象事業による収入があり、その収入が補助対象外経費を上回る場合は、補助対象事業の経費の総額から当該収入額を差し引いた額を補助対象経費とします。
- ・領収証が無いもの、使途が不明なものなど、交付の対象としてふさわしくないと認め られる経費は、補助金の対象となりません。
- ・審査により、対象経費の一部が査定される場合があります。

5. 募集期間

平成30年11月1日(木)から平成30年11月30日(金)まで

6. 提出書類

- ① 企画提案書(第1号様式)
- ② 事業計画書 (第2号様式)
- ③ 事業収支予算書(第3号様式)
- ④ その他参考となる資料、市長が必要と認める書類
- ※提出書類様式(第1号~3号様式)は、八戸ポータルミュージアム はっちで配布しております。また、はっちウェブページからもダウンロードできます。

7. 提出方法

- ・提出する際は、はっちへ持参又は郵送してください。
- ・持参する場合は、はっちの開館時間中に提出してください。
- ・郵送する場合は、募集期間の最終日の必着です。

8. 選考

- ・選考については、下記の選考基準に基づき書類選考によって選考します。
- ・選考結果については、後日文書により通知します。

選考基準	
①独自性	マチニワの特徴を活かした、マチニワならではの事業となっているか。
②有効性	中心街に賑わいをもたらし、多くの集客が期待できるような魅力 的な事業となっているか。
③独創性	斬新なアイデアや独創的な発想が盛り込まれているか。
④公益性	事業の対象者が特定の個人や団体に限定されておらず、多くの市 民が楽しめる事業であるか。
⑤実現性	スケジュールや予算が具体的かつ現実的であるか。 事業の内容や規模・体制が適切であるか。

9. 補助金の交付

補助金の交付対象者として選定された場合には、別途、補助金交付申請書や請求書等を 提出していただきます。

補助金は、事業終了後、補助事業者からの請求に基づき交付します。ただし、補助事業者が希望する場合には、事業終了前に概算払いすることもできます。

10. 事業実施にあたっての留意事項

- ・補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・交付決定後、事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速 やかにはっち(電話: 22-8228)まで、ご連絡ください。
- ・事業実施にあたり、適正な予算執行(物品等の購入における速やかな支出、領収証等 の支払いに関する書類の保管)に努めてください。
- ・事業実施にあたり、活動の記録(写真・チラシ・新聞記事等)を残すようにしてくだ さい
- ・事業の実施状況について、随時、聞き取りをさせていただくことがあります。
- ・事業終了後にアンケート調査にご協力ください。
- ・虚偽の申請があった場合等には、補助金の交付を取り消す場合があります。

11. 補助金の実績報告

対象となる事業が終了してから30日以内、もしくは平成31年3月31日のいずれか 早い日までに、下記の書類を持参又は郵送により、提出していただきます。

- ①事業記録報告書
- ②事業収支決算書 ※事業に係る経費についての領収証を添付。
- ③事業の様子がわかる資料(写真、新聞記事、チラシ等)

提出された報告書類をもとに、事業が適正に行われたか、対象経費が適正に支出されているかなどを審査し、補助金の額を確定します。

適正に行われていないと判断された場合には、交付決定の取り消しや補助金の返還を 求める場合があります。

12. その他

補助金申請の際には、「平成 30 年度マチニワ活用事業補助金交付要領」も合わせて ご確認ください。

【問合せ・提出先】

八戸ポータルミュージアム はっち

八戸市三日町11-1

tel:0178-22-8228 fax:0178-22-8808

e-mail hacchi@city.hachinohe.aomori.jp